

社会保険料等の猶予①

■ 厚生年金保険料等の猶予制度の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料及び労働保険料等の納付を猶予することが可能となります。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、**事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり**、一時に納付を行うことが困難な事業主

【内 容】

1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。

担保の提供は不要。延滞金が免除。

※ 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。

猶予制度の特例を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問合せ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問合せ先は、都道府県労働局となります。

猶予が認められると、「**納付の猶予（特例）許可通知書**」が送付されます。この「**納付の猶予（特例）許可通知書**」には「**新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用**」された旨が記載されます。

※ 猶予期間中に管轄の年金事務所において「納入確認書」を取得した場合「**新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用**」された旨が記載されます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難な場合は、上記の納付猶予の特例のほか、分割納付の仕組み（「換価の猶予」及び「納付の猶予」）をご利用いただける場合がありますので、上記お問合せ先までご相談ください。



●お問合せ先

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>